

◎ 附 録

1 昭和47～平成10年度催物展開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料館蔵品展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展 因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失われた漁具展	51.11.14～11.28	〃	
	公募科学写真展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬の民具展	52.11.12～11.27	〃	
53	山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第 1・第 3 展 示 室	
	秋のキノコ展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 -秋里遺跡を掘る-	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古文書展と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8.～ 1.27	第 1・第 2・ 第 3 展 示 室	
	空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	アインシュタイン 生誕 100 年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展 ～ 因・伯の木綿～	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自然資料展	55. 8. 2～ 8.31	〃	
	旧鳥取駅資料展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～現代アメリカの版画～	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自然資料展	57. 7.17～ 7.31	〃	
	館蔵美術資料展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油 彩 と 素 描 ～	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	〃	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	第 3 展 示 室	
	空 から 見 た 郷 土 写 真 展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展 示 室	
60	近 世 の や き も の と ぬ り も の 展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展 示 室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第 1・第 3 展 示 室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展 示 室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～ 4.19	第 1 展 示 室	
	考 古 資 料 展 ～発掘された古代の情報～	62.10.21～11.15	第 3 展 示 室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第 1・第 2 展 示 室	
63	自 然 標 本 展 ～夏休みに学ぶ自然のいろいろ～	63. 7.27～ 8.21	第 2 展 示 室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第 1・第 3 展 示 室	
	第 31 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展 示 室	日 本 工 芸 会 中 国 支 部 ほ か 共 催
	絵 馬 と 信 仰 ～ 鳥 取 県 の 絵 馬 ～	63.11.15～12. 4	”	
H 1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第 1・第 3 展 示 室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展 示 室	オ ラ ン ダ ・ ト ッ ト リ 現 代 美 術 交 流 展 実 行 委 員 会 ほ か 共 催
	因 ・ 伯 と 但 馬 の 襖 絵	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展 示 室	
	空 から 見 た 郷 土 の す が た 展	1.11.16～12.13	第 2 展 示 室	
2	第 33 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展 示 室	日 本 工 芸 会 中 国 支 部 ほ か 共 催
	川 と 池 の 自 然 の く ら し	2.11.23～12.16	第 2 展 示 室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12.4～4.1.19	”	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展 示 室	
	池 田 光 仲 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展 示 室	
	第 35 回 日 本 伝 統 工 芸 中 国 支 部 展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展 示 室	日 本 工 芸 会 中 国 支 部 ほ か 共 催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～ 江 戸 時 代 の 絵 画 ～	5. 2.13～ 3. 7	”	
5	天 折 の 画 家 ・ 前 田 寛 治 と 異 色 の 彫 刻 家 ・ 辻 晋 堂	5. 4.25～ 5.30	第 1・第 2 展 示 室	
	画 家 伊 谷 賢 蔵 と 尾 崎 悌 之 助	5.12.16～6.1.23	第 1 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～ 考 古 資 料 ・ 工 芸 資 料 の 美 ～	6. 2.15～ 3.13	”	
6	空 から 見 た 郷 土 の す が た	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展 示 室	
	鳥 た ち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展 示 室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～ 描 き ・ 彫 り ・ 刻 み 続 け た 半 世 紀 ～	6. 8. 2～ 8.15	第 2・3 展 示 室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～ 書 と 人 物 ～	7. 2.14～ 3.12	第 1 展 示 室	
7	～ 信 仰 の 造 形 ～ 郷 土 に 伝 わ る 仏 画 展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展 示 室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展 示 室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
7	安富コレクション総合展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展示室	
8	山陰海岸のカニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7.19～ 8.25	第 3 展示室	
9	鳥取東照宮の宝物	9. 3.27～ 4.20	第 1 展示室	
	絵図と出土品でみる鳥取城	10. 2.13～ 3.15	”	
10	岡村吉右衛門コレクション展 －アジアの染織－	10. 4.18～ 5.17	第 1 展示室	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	”	

## 2 昭和47～平成10年度利用統計

年度	常設展			特別展			普及活動		研究相談	許可利用			合計	
	展			一般		計	館内	館外		小計	展示室	講義室		計
	小・中学生	高校生	個人	小・中学生	高校生									
47年度 (148日)	個人 16,804 団体 23,831 計 40,635	4,231 4,714 8,945	44,662 6,947 51,609	65,697 35,492 101,189	開館記念 郷土美術名作展 (10.1～10.22)	28,563 (6,437)	1,686 83	人	人	人	人	人	人	137,748
48年度 (306日)	個人 10,083 団体 14,289 計 24,372	2,109 214 2,323	23,891 5,137 29,028	36,083 19,640 55,723	第4回日展 (4.7～4.29) 日本伝統工芸季作展 (5.8～5.21) 郷土美術展 } 世界の傑作展 } (9.30～10.21) 計	9,072 964 5,792 15,828	6,148 309 1,464 7,921	人	人	人	人	人	人	169,181
49年度 (307日)	個人 8,858 団体 12,967 計 21,825	1,539 582 2,121	21,225 5,283 26,508	31,622 18,832 50,454	前田寛治とその仲間展 (4.28～5.19) 人類の進化と旧石器展 (7.28～8.26) 日本近世の美術工芸展 (10.13～11.4) 計	2,804 4,341 3,360 10,505	1,631 831 1,732 4,194	人	人	人	人	人	人	144,650
50年度 (310日)	個人 8,594 団体 11,246 計 19,840	1,430 1,287 2,717	22,815 5,362 28,177	32,839 17,895 50,734	郷土名刀展 (5.11～6.1) 鳥取の明治風俗展 (8.2～8.31) 鉄斎展 (10.18～11.9) 計	745 2,783 2,902 6,430	255 407 1,171 1,833	人	人	人	人	人	人	103,643
51年度 (311日)	個人 7,097 団体 10,102 計 17,199	1,088 274 1,362	18,097 7,157 25,254	26,282 17,533 43,815	世界の貝展 (4.16～5.30) 松方コレクション展 (10.9～11.7) 計	11,047 15,804 26,851	1,932 10,202 12,134	人	人	人	人	人	人	212,031

区分 年度	常設展			特別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一般 計	展覧会名	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一般 計	館内			館外	展示室	講義 教室	
52年度 (314日)	個人	6,633	1,072	21,001	第8回 日展 (4.29~5.19)	6,219	2,557	13,035	人	人	人	人	人	人
	団体	9,983	1,443	5,606	文化庁買上 優秀美術作品展 (8.6~8.26)	1,338	339	3,454	973	984	7,594	5,425	13,019	114,720
	計	16,616	2,515	26,607	失われた生物展 (10.8~11.6)	16,233	1,604	7,746	52,525					
53年度 (312日)	個人	6,885	1,062	22,959	近代日本画名作展 (4.29~5.21)	4,064	1,519	6,585						
	団体	11,454	1,974	6,629	世界の現代陶芸展 (7.20~8.17)	782	360	2,091	2,008	1,150	37,614	6,600	44,214	126,878
	計	18,339	3,036	29,588	縄文の文化展 (10.7~11.5)	6,793	1,085	3,839	11,717		82,664	1,425		
54年度 (312日)	個人	6,676	924	25,049	山陰の仏教美術展 (4.28~5.20)	2,741	671	5,636						
	団体	10,412	1,331	7,607	科学者レオナルド・ダ・ヴィンチ展 (8.4~8.26)	4,459	656	5,380						
	計	17,088	2,255	32,656	日本海100万年展 (10.6~11.4)	8,744	775	4,624	2,576	545	65,403	7,918	73,321	167,365
55年度 (309日)	個人	7,768	919	22,776	現代美術選抜展 (12.8~12.22)	17,074	2,557	17,811						
	団体	10,135	2,927	4,970	日本の人形文化展 (4.26~5.25)	2,504	442	3,980						
	計	17,903	3,846	27,746	第11回 日展 (6.14~7.6)	2,390	742	9,170	850	456	32,357	4,729	37,086	115,055
56年度 (309日)	個人	10,674	959	26,525	関西洋画の名作展 (10.18~11.9)	7,864	1,679	16,213						
	団体	13,210	1,885	5,831	近世の衣裳美術展 (4.25~5.17)	960	537	3,566						
	計	23,884	2,844	32,356	鳥取県1000年展 (9.12~9.27・10.4~ 10.11・10.21~10.28)	20,346	552	12,049	800	1,012	30,606	4,000	34,606	144,625
				日本の美展 (10.25~11.15)	4,315	961	4,246	9,522						
				計	25,621	2,050	19,861	47,532						

年度	常設展				特 別		展 覧		普及活動		研究 相談	許 可 利 用			合 計	
	小・中学生 個人	小・中学生 団体	高校生	一 般	計	展 覧 会 名	小・中学生	高校生	一 般	計		館内	館外	展示室		講堂 会議室
57年度 (297日)	7,142	7,078	625	20,152	27,919	生きている化石展 (4.28~5.23) 藩政時代の写生画と文人画展 (8.7~8.29)	10,117	583	7,731	18,431	879	551	26,760	5,850	32,610	106,494
	計	14,220	1,683	24,332	40,235	内外美術名作展 (10.1~10.17)	14,177	1,147	15,543	30,867						
58年度 (298日)	4,641	7,914	450	15,817	20,908	世界の児童画展 (4.29~5.29)	7,120	130	3,106	10,356						
	計	12,555	1,782	19,600	33,937	地球のふしぎ展 (7.16~8.21)	3,966	218	3,921	8,105	559	(3,110)	20,186	5,980	26,166	89,482
59年度 (306日)	5,134	5,878	578	17,227	22,939	はにわ (4.28~5.27)	7,519	292	3,266	11,077						
	計	11,012	1,224	21,180	33,416	京の染 (7.7~7.29)	231	278	1,592	2,101	848	(2,115)	11,636	6,435	18,071	77,955
60年度 (301日)	4,957	5,594	642	21,486	27,085	近代日本美術の巨匠展 (10.6~11.4)	3,997	284	4,319	8,600						
	計	10,551	1,495	25,830	37,876	神々の美術展 (4.27~5.26)	1,412	197	3,206	4,815		(2,562)				
61年度 (303日)	5,550	6,166	621	22,631	28,802	山陰の大名展 (4.26~5.25)	4,035	465	7,386	11,886						
	計	11,716	1,560	27,963	41,239	日本近代洋画の歩み展 (10.7~11.3)	2,961	756	4,724	8,441	1,449	(4,170)	(2,462)	6,020	41,399	110,126
						計	6,996	1,221	12,110	20,327						

区 分	常 設 展			特 別	展 覧			普及活動		研究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計
	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人		計	展 覽 会 名	小・中学生 人	高校生 人	一 般 人			計	館 内 人	館 外 人	
62 年 度 (305日)	個人	4,960	562	23,181	28,703	狩野派の名宝展 (4.25～5.24)	1,568	611	6,695	8,874					
	団体	7,335	954	9,091	17,380	恐竜と鳥獣の歴史展 (8.1～8.30)	8,306	258	9,813	18,377	(761)	(4,959)			
	計	12,295	1,516	32,272	46,083	開港への序曲展 (9.6～9.23)	2,393	142	3,612	6,147	1,064	21,757	8,936		30,693
63 年 度 (301日)	個人	7,976	750	30,344	39,070	近代版画のあけぼの展 (4.23～5.22)	1,579	42	2,166	3,787					
	団体	5,583	841	8,091	14,515	くらしを支える匠の世界展 (10.7～11.6)	3,126	120	3,140	6,386	(6,071)	(1,952)			
	計	13,559	1,591	38,435	53,585	計	4,705	162	5,306	10,173			9,178		43,005
元 年 度 (306日)	個人	5,303	702	27,969	33,974	山 陰 の 海 展 (7.28～8.27)	2,954	155	4,757	7,866					
	団体	8,720	807	9,123	18,650	現代美術の創造者たち展 (10.10～11.9)	2,142	87	2,728	4,957	(14,834)	(1,664)			
	計	14,023	1,509	37,092	52,624	計	5,096	242	7,485	12,823			11,010		39,753
2 年 度 (304日)	個人	5,011	700	25,818	31,529	濱 田 台 児 展 (4.28～5.20)	615	77	3,626	4,318					
	団体	6,002	677	6,722	13,401	卑弥呼の時代をさぐる展 (7.27～8.26)	2,886	244	5,743	8,873	(7,265)	(3,100)			
	計	11,013	1,377	32,540	44,930	石橋美術館名品展 (10.5～11.4)	2,445	129	5,547	8,121	1,592	36,522	9,224		45,746
3 年 度 (305日)	個人	4,534	702	27,667	32,903	マンモスと人類の時代展 (7.26～8.25)	7,495	356	10,470	18,321					
	団体	6,790	1,106	7,139	15,035	谷文晁とその周辺の画家たち展 (10.5～11.4)	1,306	13	3,278	4,597	(5,888)				
	計	11,324	1,808	34,806	47,938	計	8,801	369	13,748	22,918			9,744		55,141
															115,547
															122,599
															122,169
															134,800

区分 年度	常設展			特展			別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一般	計	展覧会名	小・中学生 個人 計	高校生	一般	計	館内	館外			展示室	講堂 会議室	計	
4年度 (298日)	個人 4,832 団体 5,757 計 10,589	627	27,314	32,773	まつり・獅子と龍 (7.24～8.23) 近代の日本画 (10.9～11.8) 計	1,096	90	2,847	4,033	人	(3,550) 3,698	人	人	人	人	人	115,277
5年度 (303日)	個人 4,836 団体 6,276 計 11,112	679	26,943	32,458	大 海 (7.30～8.29) 工芸美術の華 (10.9～11.8) 計	3,858	233	6,625	10,716	人	(5,415) 5,616	人	人	人	人	人	117,338
6年度 (307日)	個人 3,343 団体 7,193 計 10,536	477	20,296	24,116	水木しげると日本の妖怪 (4.23～5.22) 明治維新と鳥取 (10.7～11.6) 計	3,816	241	8,558	12,615	人	(2,180) 2,305	人	人	人	人	人	95,619
7年度 (305日)	個人 3,010 団体 3,607 計 6,617	480	20,626	24,116	生命40歳のあゆみ (7.28～8.27) 生誕100年記念・里見勝蔵 (10.6～11.5) 計	4,669	204	6,929	11,802	人	(1,466) 1,626	人	人	人	人	人	83,257
8年度 (311日)	個人 3,646 団体 4,532 計 8,178	431	20,677	24,754	大國主と大黒天 (4.26～5.26) 中西国の画家たち展 (6.8～6.30) 大 唐王朝の華 (7.14～8.18) 前 田 寛 治 (9.29～11.4) 計	3,055	31	3,210	3,546	人	(115) 1,393	人	人	人	人	人	86,329



区分 年度	常設展			県展	特 別 展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生 人	高校生 人	一般 人		計	小中学生 人	高校生 人	一般 人	計			館内 人	館外 人	展示室 人	
9年度 (318日)	個人	2,889	430	19,934	人 (第41回)	1,686	97	3,052	人	人	人	人	人	人	人
	団体	3,495	219	2,273	日本の野生生物 (7.24～8.24)	47	27	4,176	(205)	(8,767)					
	計	6,384	649	22,207	紫石・広巻と土方稲嶺展 (9.28～10.26)	449	115	5,547	1,541	9,109	837	61,364	48,595	3,423	52,018
10年度 (305日)	個人	4,824	499	19,948	開館25周年記念 栄光の近世ヨーロッパ絵画展 (11.9～12.7)	2,182	239	12,775							
	団体	3,663	1,416	2,962	天 狗 と 山 伏 (10.3～11.3)	733	233	3,260							
	計	8,487	1,915	22,910	戦後日本画の歩み (11.14～12.3)	164	148	3,171	(149)	(4,717)	1,021	54,257	42,010	3,445	45,455
					計	897	381	6,431							

(1) 普及活動・館内欄の( )は常設展示・特別展示・特別展示館者の内数であり、同欄においては外数、館外欄の( )は巡回展示場者数で内数  
(2) 許可利用・展示室欄の( )は共催展示場者数で内数

### 3 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成9.4.1施行）

1 入 館 料

区 分		金 額	
		通 常 展 示	特 別 展 示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 60円	1人1回につき1,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額
	高等学校の生徒	1人1回につき 90円	
	学生又は一般人	1人1回につき 180円	
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 70円	
	学生又は一般人	1人1回につき 150円	

## 2 展示室等使用料

区 分	金 額	
第 1 展 示 室	1 日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 2 展 示 室	1 日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 3 展 示 室	1 日につき 16,800円	半日につき 8,400円
講 堂	1 日につき 8,610円	半日につき 4,300円
会 議 室	1 時間につき 440円	

### 備 考

- この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

#### ○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

##### （設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### （定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

##### （任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### （解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

##### （施 行 期 日）

- この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

##### 附 則

- この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

#### ○鳥取県美術品取得基金条例（昭和54年3月16日鳥取県条例第2号）

##### （目 的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

##### （設 置）

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

（最終改正 平成8年12月25日鳥取県教育委員会規則第13号）

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶務係・設備係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- 2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）
  - (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。
- 3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監 督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。)第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

(1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。

(5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表(第6条関係)(昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料並びに鳥取県営社会体育施

設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（授業料等及び使用料の減免）

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	1 児童又は生徒及びその引率者が教育過程に基づく教育活動として通常展示を観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が、当該障害者の健康の保持及び増進を図るために通常展示を観覧するとき。 3 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。 4 70歳以上の者が通常展示を観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

（減免の申請手続等）

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（以下附則省略）